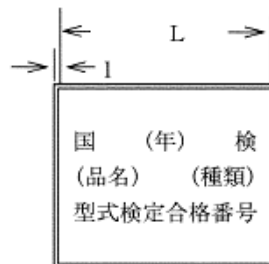


様式第11号（3）（乙）（第14条関係）

労働衛生保護具用型式検定合格標章（吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具、防じんマスク及び防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスク及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶（防じん機能を有する防毒マスク及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）並びに電動ファンが分離できる防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン用）



備考

- 1 この型式検定合格標章は、正方形とし、次に示す寸法によること。
 一辺の長さ（L） 10ミリメートル以上
 縁の幅（1） 0.1ミリメートル以上1ミリメートル以下
- 2 この型式検定合格標章は、次に定めるところにより表示すること。
 - （1） 吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具
 紙等に、地色を黄色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具に付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接吸気補助具に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
 - （2） 防じんマスク若しくは防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンが分離できる防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン
 紙等に、地色を白色又は銀色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、防じんマスク若しくは防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンが分離できる防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接ろ過材、吸収缶又は電動ファンに明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
 - （3） 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）
 紙等に、地色を黒色で、字及び縁を白色又は銀色で、明瞭に表示し、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）に付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接ろ過材又は吸収缶に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
- 3 「国（年）検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号（3）（甲）の備考3及び4の例によること。ただし、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもののろ過材並びに電動ファンが分離できる防じん機能を有する

電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに係る「種類」の表示方法については、次の方法によること。

イ ろ過材

その性能により、PS 1、PS 2、PS 3、PL 1、PL 2又はPL 3と表示すること。

ロ 電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン

通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」と表示すること。

- 4 紙等に型式検定合格標章を表示する場合にあつては、一の型式検定合格標章について1に示す寸法とした上で、複数の型式検定合格標章を同一の紙等に表示することができること。また、複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。